

# 令和6年度介護報酬改定について (居宅介護支援)

美作市役所 健康政策課 介護保険係

# 令和6年度介護報酬改定の 施行時期について

令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ、以下の通りとなりました。(厚生労働省老健局老人保健課 令和5年12月27日 事務連絡)

## 6月施行とするサービス

居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション

## 4月施行とするサービス

上記以外のサービス

# 令和6年度介護報酬改定に関する 審議報告について

【厚生労働省ホームページ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_36975.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.html)

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare. At the top left is the logo with the text "ひと、くらし、みらいのために" and "厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare". A navigation menu includes "本文へ", "お問い合わせ窓口", "よくある御質問", "サイトマップ", and "国民参加の場". A search bar with "Google カスタム検索" and a "検索" button is present. A blue navigation bar contains links for "テーマ別に探す", "報道・広報", "政策について", "厚生労働省について", "統計情報・白書", "所管の法令等", and "申請・募集・情報公開". The breadcrumb trail reads: "ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 社会保障審議会(介護給付費分科会) > 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告". The main heading is "令和6年度介護報酬改定に関する審議報告". Below it are two PDF links: "令和6年度介護報酬改定に関する審議報告の概要 [1021KB]" and "令和6年度介護報酬改定に関する審議報告 [1.8MB]". On the right, a sidebar menu under "政策について" lists "分野別の政策一覧" and "組織別の政策一覧".

# もくじ ①

1	基本報酬の改定 .....	6
2	特定事業所加算の見直し .....	8
3	介護予防支援を行う場合の取扱い .....	10
4	他のサービス事業所との連携によるモニタリング .....	12
5	入院時情報連携加算の見直し .....	13
6	通院時情報連携加算の見直し .....	14
7	ターミナルケアマネジメント加算等の見直し .....	15
8	業務継続計画未実施減算 .....	16
9	高齢者虐待防止措置未実施減算 .....	17
10	身体的拘束等の適正化の推進 .....	18

# もくじ ②

11 ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化 .....	19
12 公正中立性の確保のための取組の見直し .....	20
13 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入 .....	21
14 介護支援専門員1人当たりの取扱件数の改定 .....	23
15 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント .....	24
16 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び 中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の 対象地域の明確化 .....	25
17 「書面掲示」の見直し .....	26

※各改定事項概要欄の上部に、対象サービスを記載(介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記)しています。

## 居宅介護支援・介護予防支援

# 1 基本報酬の改定 ①

居宅介護支援費(Ⅰ)・居宅介護支援費(Ⅱ)を算定していない事業所

### ○居宅介護支援(i)

a 要介護1又2

<現行>

1,076単位

<改定後>

1,086単位

b 要介護3、4又は5

1,398単位

1,411単位

### ○居宅介護支援(ii)

a 要介護1又は2

539単位

544単位

b 要介護3、4又は5

698単位

704単位

### ○居宅介護支援(iii)

a 要介護1又は2

323単位

326単位

b 要介護3、4又は5

418単位

422単位

## 介護予防支援費

地域包括支援センターが行う場

438単位

442単位

指定居宅介護支援事業所が行う場合

新規

472単位

## 居宅介護支援・介護予防支援

# 1 基本報酬の改定 ②

### 居宅介護支援費(Ⅱ)

・指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及び事務職員の配置を行っている事業所

	<現行>		<改定後>
○居宅介護支援(i)			
a 要介護1又2	1,076単位	➡	1,086単位
b 要介護3、4又は5	1,398単位		1,411単位
○居宅介護支援(ii)			
a 要介護1又は2	522単位	➡	527単位
b 要介護3、4又は5	677単位		683単位
○居宅介護支援(iii)			
a 要介護1又は2	313単位	➡	316単位
b 要介護3、4又は5	406単位		410単位

# 質の高い公平中立なケアマネジメント

## 2 特定事業所加算の見直し ①

### 居宅介護支援

#### 1 概要

- ・単位数の変更
- ・算定要件の見直し

居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について、ヤングケアラーなどの多様な課題への対応を促進する観点等から見直しを行う。

ア「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」を要件とするとともに、評価の充実を行う。

イ 管理者が他の事業所の職務に従事する場合には兼務を可能とする。

(居宅介護支援事業者である介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。)

ウ 運営基準減算に係る要件の削除

#### 2 改定後の単位数

<現行>

特定事業所加算(Ⅰ)	505単位/月
特定事業所加算(Ⅱ)	407単位/月
特定事業所加算(Ⅲ)	309単位/月
特定事業所加算(A)	100単位/月



<改定後>

特定事業所加算(Ⅰ)	<u>519</u> 単位/月(変更)
特定事業所加算(Ⅱ)	<u>421</u> 単位/月(変更)
特定事業所加算(Ⅲ)	<u>323</u> 単位/月(変更)
特定事業所加算(A)	<u>114</u> 単位/月(変更)



## 2 特定事業所加算の見直し ②

算定要件	(I)	(II)	(III)	(A)
	519単位	421単位	323単位	114単位
(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 <u>※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。</u>	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。 <u>※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。</u>	3名以上	3名以上	2名以上	常勤・非常勤 各1名以上
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること			○	
(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること		○		○ 連携でも可
(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○		×	
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。		○		○ 連携でも可
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること			○	
(8) <u>家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等</u> に参加していること			○	
(9) 居宅介護支援費に係る <u>運営基準減算又は</u> 特定事業所集中減算の適用を受けていないこと			○	
(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり <u>45名未満</u> （居宅介護支援費（II）を算定している場合は <u>50名未満</u> ）であること			○	
(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること（平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）		○		○ 連携でも可
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること		○		○ 連携でも可
(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること			○	

# 市町村から指定を受けて

## 3 介護予防支援を行う場合の取扱い ①

### 居宅介護支援

#### 1 概要

令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになる。

ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。

イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。

- i 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみでの配置で事業を実施することを可能とする。
- ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合には兼務を可能とする。(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。)

ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。

#### 2 改定後の単位数

<現行>

介護予防支援費  
438単位



<改定後>

介護予防支援費(Ⅰ) **442**単位 ※地域包括支援センターのみ

介護予防支援費(Ⅱ) **472**単位(新設) ※指定居宅介護支援事業者のみ

特別地域介護予防支援加算所定単位数の15%を加算(新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在

中山間地域等における小規模事業所加算所定単位数の10%を加算(新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算所定単位数の5%を加算(新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防支援を行った場合

介護予防  
支援費  
(Ⅱ)のみ

# 市町村から指定を受けて 3 介護予防支援を行う場合の取扱い ②

< 現行 >



指定 ↓

指定介護予防支援事業者  
(地域包括支援センター)



委託も可 ↓

指定居宅介護支援事業者



### 【報酬】

- 介護予防支援費
- 初回加算
- 委託連携加算

### 【人員基準】

- 必要な数の担当職員
  - ・保健師
  - ・介護支援専門員
  - ・社会福祉士 等
- 管理者

< 改定後 >



指定 ↓

指定介護予防支援事業者  
(地域包括支援センター)



### 【報酬】

- 介護予防支援費 (I)
- 初回加算
- 委託連携加算

### 【人員基準】

- 必要な数の担当職員
  - ・保健師
  - ・介護支援専門員
  - ・社会福祉士 等
- 管理者

委託も可 ↓

指定居宅介護支援事業者



**【新設】**

情報提供 ↑

指定 ↓

指定介護予防支援事業者  
(指定居宅介護支援事業者)



### 【報酬】

- 介護予防支援費 (II)
- 初回加算
- 特別地域介護予防支援加算
- 中山間地域等における小規模事業所加算
- 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

### 【人員基準】

- 必要な数の介護支援専門員
- 管理者は主任介護支援専門員 (居宅介護支援と兼務可)

# 4 他のサービス事業所との連携によるモニタリング

## 居宅介護支援

### 1 概要

以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする。

ア 利用者の同意を得ること。

イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

i 利用者の状態が安定していること。

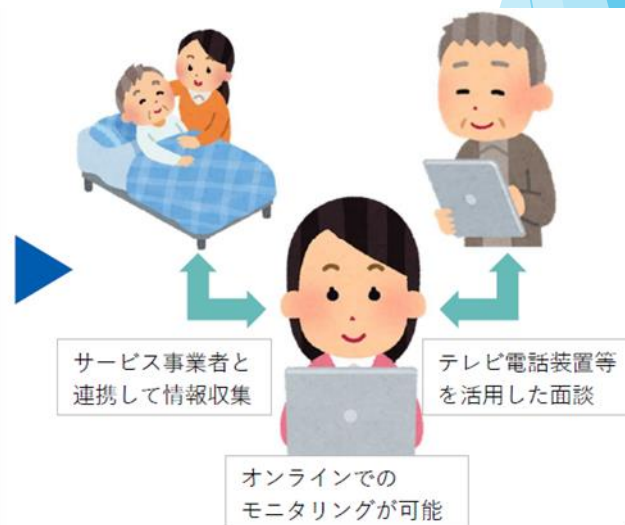
ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること(家族のサポートがある場合も含む)。

iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

ウ 少なくとも2月に1回(介護予防支援の場合は6月に1回)は利用者の居宅を訪問すること。



- 利用者の状態が安定している
- 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができる
- 他のサービス事業者との連携により情報を収集する



# 5 入院時情報連携加算の見直し

## 居宅介護支援

### 1 概要

#### ・加算の改定

入院時の迅速な情報連携をさらに促進する観点から、現行入院後3日以内又は入院後7日以内に病院等の職員に対して利用者の情報を提供した場合に評価しているところ、**入院当日中又は入院後3日以内に**情報提供した場合に評価するよう見直しを行う。その際、事業所の休業日等に配慮した要件設定を行う。

### 2 改定後の単位数

#### <現行>

入院時情報連携加算(Ⅰ) 200単位/月  
利用者が病院又は診療所に**入院してから3日以内**に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。



#### <改定後>

入院時情報連携加算(Ⅰ) **250単位/月(変更)**  
利用者が病院又は診療所に**入院した日のうちに**、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。  
※ 入院日以前の情報提供を含む。  
※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

入院時情報連携加算(Ⅱ) 100単位/月  
利用者が病院又は診療所に入院してから**4日以上7日以内**に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。



入院時情報連携加算(Ⅱ) **200単位/月(変更)**  
利用者が病院又は診療所に**入院した日の翌日又は翌々日**に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。  
※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

# 6 通院時情報連携加算の見直し

## 居宅介護支援

### 1 概要

利用者の口腔衛生の状況等を適切に把握し、医療と介護の連携を強化した上でケアマネジメントの質の向上を図る観点から、医師の診察を受ける際の介護支援専門員の同席に加え、**利用者が歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席した場合を同加算の対象とする**見直しを行う。

### 2 改定後の単位数

<現行>

通院時情報連携加算50単位



<改定後>

変更なし

### 3 算定要件

利用者が病院又は診療所において**医師又は歯科医師**の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、**医師又は歯科医師等**に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

## 7 ターミナルケアマネジメント加算等の見直し ①

### 居宅介護支援

#### 1 概要

・加算の改定

ターミナルケアマネジメント加算について、自宅で最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重する観点から、見直しを行う。併せて、特定事業所医療介護連携加算におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数の要件についても見直しを行う。

#### 2 改定後の単位数

<現行>

ターミナルケアマネジメント加算400単位/月



<改定後>

変更なし

#### 3 算定要件

<現行>

・ターミナルケアマネジメント加算

在宅で死亡した利用者に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合



<改定後>

・ターミナルケアマネジメント加算

在宅で死亡した利用者に対して、**終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で**、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合

・特定事業所医療介護連携加算

前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を**5回以上**算定していること。



・特定事業所医療介護連携加算

前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を**15回以上**算定していること。

# 感染症や災害への対応力向上

## 8 業務継続計画未実施減算

### <経過措置 1年間※>

全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)

#### 1 概要

感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減産する。(経過措置1年間※)

#### 2 改定後の単位数

<現行>  
なし



<改定後>

業務継続計画未実施減算

施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算(新設)

その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(新設)

#### 3 算定要件

以下の基準に適合していない場合(新設)

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
- ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画の策定」を行っている場合には、減算を適用しない。

※ 訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。



# 高齢者虐待防止の推進

## 9 高齢者虐待防止措置未実施減算

全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)

### 1 概要

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

### 2 改定後の単位数

<現行>  
なし



<改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算  
所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(新設)

### 3 算定要件

虐待の発生又はその再発を防止するための①～④の措置が講じられていない場合(新設)

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ②虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ④上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

# 10 身体的拘束等の適正化の推進

訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★  
特定福祉用具販売★、居宅介護支援★

## 1 概要

訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

## 2 基準

- ①利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- ②身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

# 11 ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化

## 居宅介護支援、介護予防支援 (訪問リハビリテーション★、通所リハビリテーション★)

### 1 概要

退院後早期に介護保険のリハビリテーションを開始することを可能とする観点から、介護支援専門員が居宅サービス計画に通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションを位置付ける際に意見を求めることとされている「主治の医師等」に、入院中の医療機関の医師を含むことを明確化する。

### 2 基準

<指定居宅介護支援の具体的取扱方針>

訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認しなければならない。

このため、利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付しなければならない。なお、交付の方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し支えない。

また、ここで意見を求める「主治の医師等」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。

特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましい。

# 12 公正中立性の確保のための取組の見直し

## 居宅介護支援

### 1 概要

事業者の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とする。

ア 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスの割合

イ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスにおける、同一事業者によって提供されたものの割合

### 2 基準

#### <現行>

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。



#### <改定後>

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

# 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

## 13 一部の福祉用具に係る

### 貸与と販売の選択制の導入①

#### 福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★

##### 1 概要

- ①利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入する。
- ②その際、利用者への十分な説明と多職種の見解や利用者の身体状況等を踏まえた提案などを行うこととする。

##### 【選択制の対象とする福祉用具の種目・種類】

- 固定用スロープ
- 歩行器（歩行車を除く）
- 単点杖（松葉づえを除く）
- 多点杖

##### 【貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方】

※ 福祉用具専門相談員が実施

##### <貸与後>

- 利用開始後少なくとも6月以内に一度モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討する。

##### <販売後>

- 特定福祉用具販売計画における目標の達成状況を確認する。
- 利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める。
- 利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する。

##### 【対象者の判断と判断体制・プロセス】

利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、貸与又は販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択に当たっての必要な情報提供及び医師や専門職の見解、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うこととする。

## 13 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入 ②

福祉用具貸与	要支援1・2	要介護2・3	要介護4・5
	要介護1		
・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助杖	○	○	○
・車いす ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト	×	○	○
・自動排せつ処理装置	▲	▲	○

○ = 利用できる × = 原則利用できない ▲ = 尿のみ吸引するものは利用できる

### 福祉用具購入

・腰掛便座 ・自動排せつ処理装置の交換部 ・排せつ予測支援機器  
・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分

**令和6年4月から購入の対象になる種目・種類**

・固定用スロープ ・歩行器(歩行車を除く) ・単点杖(松葉杖を除く) ・多点杖

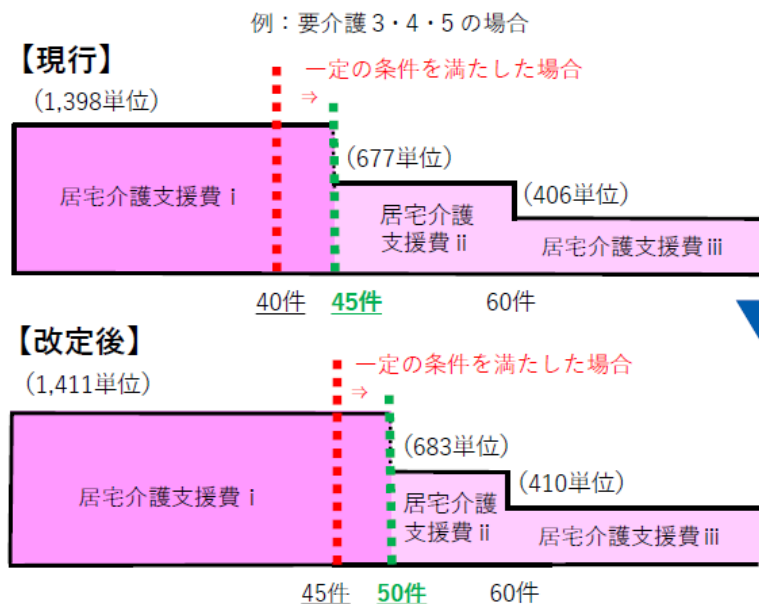
# 効率的なサービス提供の推進

## 14 介護支援専門員1人当たりの取扱件数の改定

### 居宅介護支援

#### 1 概要

- ①居宅介護支援費(Ⅰ)に係る介護支援専門員の1人あたりの取扱件数について、**現行の「40 未満」を「45未満」に改める。**
- ②居宅介護支援費(Ⅱ)の要件について、**ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合に改めるとともに、現行の「45 未満」を「50 未満」に改める。**
- ③居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、**指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じて件数に加えることとする。**



居宅介護支援費(Ⅱ)の算定要件  
ICT機器の活用または  
事務職員の配置

指定介護予防支援の提供を受け  
る利用者数の取扱件数  
2分の1換算

居宅介護支援費(Ⅱ)の算定要件  
ケアプランデータ連携システムの  
活用及び事務職員の配置

指定介護予防支援の提供を受け  
る利用者数の取扱件数  
3分の1換算

# 評価の適正化・重点化

## 15 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

### 居宅介護支援

#### 1 概要

介護報酬が業務に要する手間・コストを評価するものであることを踏まえ、利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合には、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価となるよう見直しを行う。

#### 2 改定後の単位数

<現行>  
なし



<改定後>

同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント  
所定単位数の95%を算定(新設)

#### 対象となる利用者

- ・指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者
- ・指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(上記を除く。)に居住する利用者



# 16 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化

訪問系サービス★、通所系サービス★、多機能系サービス★、福祉用具貸与★、居宅介護支援

## 1 概要

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、「過疎地域」とみなして同法の規定を適用することとされている地域等が、特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の算定対象地域に含まれることを明確化する。

## 2 基準

	算定要件	単位数
特別地域加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※1）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に15/100を乗じた単位数
中山間地域等における小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※2）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に10/100を乗じた単位数
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※3）に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合	所定単位数に5/100を乗じた単位数

※1:①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③振興山村、④小笠原諸島、⑤沖縄の離島、⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

※2:①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、③半島振興対策実施地域、④特定農山村、⑤過疎地域

※3:①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③豪雪地帯及び特別豪雪地帯、④辺地、⑤振興山村、⑥小笠原諸島、⑦半島振興対策実施地域、⑧特定農山村地域、⑨過疎地域、⑩沖縄の離島

厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)及び厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)の規定を以下のように改正する。

<現行>

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域

<改定後>

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第二項により公示された過疎地域



# 17 「書面掲示」の見直し

## <令和7年度から義務付け>

### 全サービス

#### 1 概要

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しなければならないこととする。  
(令和7年度から義務付け)

#### 2 改定後の単位数

##### <現行>

1. 事業者は事業所(施設)の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
2. 事業者は重要事項を記載した書面を事業所(施設)に備え付け、かつ、これらに関係者に自由に閲覧させることにより(略)掲示に変えることができる。



##### <改定後>

1. 事業者は事業所(施設)の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
2. 事業者は重要事項を記載した書面を事業所(施設)に備え付け、かつ、これらに関係者に自由に閲覧させることにより(略)掲示に変えることができる。
- 3. 事業者は原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。**